

明祥福祉センター・明祥公民館 部屋利用受付開始日

※福祉団体利用 福祉団体登録のある団体利用

- ・福祉団体利用の申請には「福祉団体登録証」が必要です。
- ・福祉団体登録には所定の条件があります。

※一般利用 福祉団体利用以外の利用

※福祉センターの部屋

集会室1・2、多目的室

※公民館の部屋

実習室、多目的ホール、第1・2・3会議室、文化室、
芸能室、和室

	抽選会場	事務室	1階談話コーナー	
年	受付開始月日	明祥福祉センター		明祥公民館
		福祉団体利用	一般利用	
令和8年	4月1日(水)	7月分	6月分	7月分
	5月1日(金)	8月分	7月分	8月分
	6月2日(火)	9月分	8月分	9月分
	7月1日(水)	10月分	9月分	10月分
	8月1日(土)	11月分	10月分	11月分
	9月1日(火)	12月分	11月分	12月分
	10月1日(木)	1月分	12月分	1月分
	11月1日(日)	2月分	1月分	2月分
	12月1日(火)	3月分	2月分	3月分
令和9年	1月5日(火)	4月分	3月分	4月分
	2月2日(火)	5月分	4月分	5月分
	3月2日(火)	6月分	5月分	6月分

明祥公民館（明祥プラザ内） 〒444-1221 安城市和泉町大下38番地1
 電話 0566-92-3521 FAX 0566-92-5774